



## 「ハチ刺され」にご注意！

今年は、春から気温が高く夏日になるなど、ハチの活動が早く活発で、ハチ刺されの事例が目立っています。スズメバチ（種類が多い）、アシナガバチはよく目にします。スズメバチは、夏～秋に攻撃的となり被害が多い。巣に近づいたり刺激すると集団で襲ってくる性質があり、毒性が非常に強く、アナフィラキシーショックによって死亡事例もあるので、特に注意が必要な季節です。スズメバチが飛んで来たら姿勢を低くして静かに、飛び去るのを待ちます。手を振り回したり急な動きなどでハチを刺激すると尚更攻撃的になります。黒い色に対して攻撃性があり、香水や整髪料などは攻撃本能を刺激するようです。ジュース類もハチを引き寄せます。ハチが飛んでいる場所は、巣や餌場が近くにあるので、できる限り首や腕を露出しない。飛んでいるのを見つけたら目印をつけて情報共有！

巣を見つけたら、自治体や駆除業者に連絡して、早めに駆除してもらいましょう。また、もしも刺されたら、患部を冷やし、病院へ！「アンモニア（尿）をかける」は都市伝説です。やっではないけません。毒を口で吸いだすのもダメ！吸引器を使いましょう。



## 「健康増進普及月間」 転倒予防・腰痛予防のため ストレッチを取り入れませんか？

9月1日～30日は「健康増進普及月間」です。

厚生労働省では、運動不足の解消や健康意識の向上を目的として「おうちで+10（プラステン）超リフレッシュ体操」特設 Web コンテンツ を開設しています。

メディア等でご活躍中の近畿大学 准教授の谷本道哉先生とスマートライフ・プロジェクト オフィシャルサポーターである宇賀なつみさんが出演されているオンラインイベントの様子を収録した動画とともに、本イベントで実践している3種類の体操について、効果的な実施方法、各人に合わせた無理のない身体の動かし方などのポイントがわかる解説動画及び日々の取組に役立つ実践動画を掲載しています。一度ご覧ください。

## 建設業で働く方やドライバーへの時間外労働の上限規制の適用に向けて！

建設業、トラック・バス・タクシーのドライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が、令和6年4月1日から適用となります！

適用猶予業種向けの特設サイト「はたらきかたスズメ」が開設されました。

現在、トラックドライバーの働き方改革を進めるにあたって、荷主の方々をはじめ、皆さまに知っていただきたいことを取り上げています。今後、「バス編」、「建設業編」が公開される予定です。

動画シリーズを通して、建設業、運輸業が抱える課題や、これらの産業での働き方改革の実現に向けて、国民の皆さまにご協力いただきたい内容を伝えていきます。

市民生活にも影響があるものですので、該当業種以外の方も是非一度ご覧ください。

※はたらきかたスズメ特設サイト、PR動画シリーズ「はたらきかたスズメ」の公開期間は、2025(令和7)年3月31日までとなります。

## 化学物質対策のススメ 【新たな化学物質規制への対応の流れ】

### ステップ1 作業工程の洗い出しを行う

- ◆ 自社で行う作業で、化学物質または化学物質含有製品を使用しているか確認する。
  - ⇒ 使用していない ⇒ 衛生委員会等でその旨を記録しておくことが望ましい。
  - ⇒ 使用している ⇒ ステップ2へ

### ステップ2 リスクアセスメント対象物に該当する物質であるか確認する

- ◆ ラベル表示・SDS等から確認する。SDSがない場合は販売元へ依頼し提供してもらう。
  - ⇒ SDSの「適用法令」の項目から確認できる。
- ◆ リスクアセスメント対象物は労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質。
  - ⇒ 中災防 安全衛生情報センター等から法令検索が可能。
  - ⇒ リスクアセスメント対象物に該当する ⇒ ステップ3へ
  - ⇒ リスクアセスメント対象物に該当しない ⇒ 衛生委員会等でその旨を記録しておくことが望ましい。

### ステップ3 化学物質管理者を選任する ⇒ ステップ4へ

- ◆ 化学物質管理者…化学物質の管理に係る技術的事項を管理する者として位置付けられ、ラベル表示やSDSの通知に関する事項、リスクアセスメントの実施及び記録の保存、ばく露低減対策、労働災害発生時の対応、労働者の教育等に携わるもの。
  - ⇒ 当該化学物質管理者へ必要な権限付与し、氏名を周知する。
  - ⇒ 監督署への届出は不要。

※ 化学物質管理者の選任義務化は、令和6年4月1日からです。それまでの間は、衛生管理者や作業主任者等を中心に各ステップの事項を行ってください。

### ステップ4 リスクアセスメント対象物が、がん原生物質又は特別規則（特化則、有機則等）で規制対象となっている物質であるか確認する

- ◆ がん原生物質に該当する ⇒ ステップ5へ
- ◆ 特別規則で規制対象となっている物質に該当する ⇒ 各規則に基づいた対策を講じる。
- ◆ 上記2つのいずれにも該当しない ⇒ ステップ5へ

### ステップ5 リスクアセスメントを実施し、ばく露低減措置等を講じる

- ◆ リスクアセスメントを実施し、ばく露を最小限に抑えるための措置（代替物の使用、局所排気装置の設置、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等）講じ、その内容を記録する。
- ◆ 衛生委員会等で、措置内容やばく露状況等を審議し、労働者の意見を聴取し、記録する（原則3年間保存）。
- ◆ がん原生物質の場合は、①労働者の氏名、②従事した作業の概要、③当該作業に従事した期間、④がん原生物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要、⑤事業者が講じた応急の措置の概要について作業記録を作成し、30年間保存する。
- ◆ 皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際しては、労働者へ保護具を着用させる。
- ◆ 労働者に保護具を使用させる場合は、「保護具着用管理責任者」を選任し、保護具の使用状況の確認や保守管理を行わせる。
- ◆ リスクアセスメントの結果、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物健康診断を実施する。
  - ⇒ 健診項目は医師が必要と認める項目について実施する。
  - ⇒ 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに健康診断を実施する。
- ◆ その他…がん等の把握の強化、雇入れ時教育の実施等



リスクアセスメント支援ツール



厚生労働省HP化学物質対策